

こんなお悩みありませんか？

くらし・しごと相談センター

家賃・電気・
ガス・水道
の支払いに
困っている

自分のこと
家族のこと
地域の気になるひと

家計のやりくり
に困っている

借金があり
生活が苦しい

1人で抱え込まないで
あなたの悩みに寄り添います

なかなか仕事が
みつからない

こどもを進学
させてあげたい
けど...



ひきこもってる
家族が心配

誰でも無料で相談できます。

どちらでも相談可能

富士宮市社会福祉協議会
生活あんしん係

富士宮市宮原7-1 (総合福祉会館内)

月一金曜日 (祝日・年末年始除く)

8:30-17:15

☎ 0544-22-0094

富士宮市役所

福祉総合相談課

富士宮市弓沢町150

月一金曜日 (祝日・年末年始除く)

9:30-16:00

☎ 0544-22-1561

生活困窮者自立支援事業 (自立相談支援事業) を富士宮市より受託しています。

仕事や生活に困っていらっしゃる方は、

まずはご相談ください。

一人ひとりの状況に合わせて様々な支援を行います。

日々感じている「どうしよう…」と思う悩み事に対して、各支援員が丁寧に対応します。

自立に向けた 相談支援

生活の困りごとや不安を支援員がお聞きします。どのような支援が必要か一緒に考え、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

(自立相談支援事業)

就労に向けた支援

「働くことに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」などすぐに一般就労が難しい方に、就労体験の機会などを提供します。

(就労準備支援事業)
(認定就労訓練事業)

子どもの学習・ 生活の支援

学習支援を始め、基本的な生活習慣を身につけるための支援、進路選択に関するアドバイス、居場所の提供など、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。

(子どもの学習・生活支援事業)

住まいの維持・確保のための支援

離職などにより住まいを失った方、または失うおそれが高い方に、就職活動を条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。また、家計の改善のために転居が必要な場合には転居費用の支援も行います。住居をもたない方、またはネットカフェで寝泊まりしている方などに、一定期間宿泊場所や衣食を提供します。

(住居確保給付金) (居住支援事業)

家計の立て直しの ための支援

家計の「見える化」を支援員と一緒にいき、立て直しのアドバイスを行うことで早期の生活再生を支援します。

(家計改善支援事業)

※これら事業のほか、関係機関などと協力し、適切な支援機関につなぐこともあります

※「住居確保給付金の支給」については、一定の資産・収入に関する要件を満たしている方が対象です。

相談支援の流れ

①相談窓口来所、お電話、メールにて相談を受け付けます。

- ・就労や家庭、心身の問題など、抱えている問題を自立相談支援員がうかがいます。
- ・相談の内容によっては、適切な対応ができる専門機関へおつなぎします。
- ・窓口に来られない場合は自立相談支援員が訪問することができます。

②自立相談支援員が話を聞き、1人1人にあった支援計画 (支援プラン)を相談者と共に作成します。

③支援計画に沿った支援を行います。

④一緒に課題を解決しながら自立を目指しましょう。

※相談で得た個人情報・秘密は厳守します。



富士宮市社協独自事業

生活困窮者世帯へのサポート事業

ふじのみやフードサポート事業

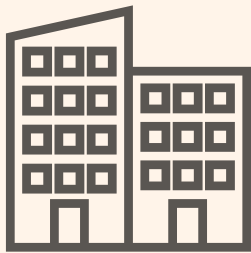
生活困窮状態にある方に対し、最低限の生活の維持に欠かせない

食糧の支援を行っています。

みなさまのお手元に届くまで

この事業は、あくまでも緊急的に生活を繋ぐものであり、長期的な提供が
できるものではありません。

食糧支援をする際には、自立に向けた就労支援や生活再建のための相談を提案し、早期脱却を
目指し安定した生活が送れるよう支援します。お困りの際には是非ご相談ください。



地域市民・企業・各種団体



ふじのみや
フードサポート



支援を必要としている
方へ届けます！

フードサポート事業は、事業の趣旨をご理解・ご協力くださった
富士宮市民の方々の善意により支えられています。

フードサポート事業を支える皆さん

ベジタブル**サポ**ーターさん

野菜を作っている方に登録のご協
力をいただき、地域で困っている
方がいらしたら「おすそわけ」
していただく

お野菜おすそわけプロジェクト

を推進しています。

大切な栄養素であるお野菜を通して、地域の中で
「生きる」「繋がる」を目指しています。

Q寄付をしたいけどどこに行けばいいの？

- 総合福祉会館入り口
- 富士宮市役所福祉総合相談課

にて常時食糧支援BOXを設置しております。

Q企業として何か地域貢献をしてみたい！

大変ありがたいです。

是非お気軽に富士宮市社会福祉協議会
生活あんしん係までご相談ください。

生活福祉資金貸付制度

世帯の自立を支援するための貸付制度

生活福祉資金は、所得が少ない世帯・障害者世帯・高齢者世帯の皆様に必要な資金をお貸しし、社会福祉協議会、民生委員及び関係する機関が必要な相談支援を行うことにより世帯の経済的な自立と生活の安定を図ることを目的とする資金貸付制度です。

資金の種類		貸付用途
総合支援資金	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用（毎月の生活費・家賃）
	住宅入居費	住居確保給付金を申請している方で、敷金、礼金等住宅の家賃契約を結ぶために必要な費用 ※敷金、礼金等、入居の際の初期費用（賃料、公益費、管理費）不動産仲介手数料、火災保険料、入居保証料
	一時生活費	生活を再建するために必要かつ最低限の日常生活を賄うことが困難である費用 ※低家賃の賃貸住宅への転居費用及び家具什器（住居確保給付金申請者） ※滞納している公共料金の支払いに必要な経費等
福祉資金	緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額貸付 ①医療費または介護費の支払い等で臨時の生活費が必要なとき ②火災等被害によって生活費が必要なとき ③その他これらと同等のやむを得ない事由によるとき ※年金、保険、公的給付等の支給開始までに必要な費用

応急小口資金貸付事業

富士宮市社会福祉協議会による貸付事業

緊急かつ一時的に必要な費用について貸付します

- 貸付限度額：50,000円（無利子）
- 連帯保証人：1名
 - ・富士宮市内居住で独立した生計を営んでいる方
 - ・富士宮市内居住で市税滞納がなく、身元確実な方が必要
- 居住する地区の民生委員児童委員の意見書が必要

- ・生活福祉資金、応急小口資金とも、面談後に対象となる方へ申請書をお渡ししています。
- ・貸付には審査があります。審査結果によって貸付できない場合もありますのでご了承ください。

本事業・貸付に関してのお問い合わせは…

☎ 0544-22-0094

📷 fujinomiyashi_syakyo（情報発信のみ）



<https://f-syakyo.or.jp/>

☎ 0544-22-0753



miya.294@ea91e.ocn.ne.jp

イベント等の詳しい情報を掲載しています。